

徳島県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

三村土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
監 事	鈴 木 諫	澤 良 一	阿南市長生町寺ノ前二五 北平岡二一
同			同